



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年1月31日火曜日 第2338号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程の一部改正.....42  
 愛媛県造林事業補助金交付規程の一部改正.....54  
 宅地建物取引業法第69条第2項の規定に基づく聴聞.....71  
 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....71  
 道路の供用開始（県道新居浜港線）.....71  
 道路の区域変更（県道桜井山路線）.....72  
 道路の供用開始（県道久万中山線）.....72  
 道路の供用開始（県道松山川内線）.....72  
 道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....72

道路の供用開始（ ” ）.....73  
 道路の区域変更（県道双岩停車場和泉線）.....73  
 道路の供用開始（県道双岩停車場和泉線）.....73

### 公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....73

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第119号

愛媛県民有林林道事業補助金交付規程（昭和30年3月愛媛県告示第222号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成23年度事業から適用する。

平成24年1月31日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業、林道施設災害関連事業及び森林居住環境整備事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業、<u>地域自主戦略交付金交付要綱（平成23年4月1日付け22農振第2185号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業並びに県単独林道整備事業をいう。</u></p> <p>2 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>10 林業関係事業補助金等交付要綱に基づき平成18年度以前に採択された事業計画に係る事業（市町以外の事業主体が行うものに限る。）であつて平成22年度以後に行われるものについての別表第1-4の表1の項(1)ウ(7)の規定の同年度から平成24年度までの各年度における適用については、同項(1)ウ(7)補助率基準の欄中「同」とあるのは「当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接必要な工事費及び事務雑費の合計額をいい、工事の施工に付随する用地費、補償費その他間接的な経費は、含まない。）」と、同項(1)ウ(7)補助率率市町以外の欄中「同」とあるのは「10分の6.5以内」とする。</p> <p><b>別表第1（第3条、別表第2関係）</b></p> <p>1 森林環境保全整備事業</p>	<p>（定義）</p> <p><b>第2条</b> この規程で、「林道に関する事業」とは、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号農林事務次官通知）に規定する森林環境保全整備事業、林道施設災害関連事業及び森林居住環境整備事業、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）に規定する森林整備事業_____</p> <p>_____並びに県単独林道整備事業をいう。</p> <p>2 省略</p> <p><b>附 則</b></p> <p>10 林業関係事業補助金等交付要綱に基づき平成18年度以前に採択された事業計画に係る事業（市町以外の事業主体が行うものに限る。）であつて平成22年度以後に行われるものについての別表第1-4の表1の項(1)ウ(7)の規定の同年度及び平成23年度_____の各年度における適用については、同項(1)ウ(7)補助率基準の欄中「同」とあるのは「当該事業に係る事業費（林道に関する事業のため直接必要な工事費及び事務雑費の合計額をいい、工事の施工に付随する用地費、補償費その他間接的な経費は、含まない。）」と、同項(1)ウ(7)補助率率市町以外の欄中「同」とあるのは「10分の6.5以内」とする。</p> <p><b>別表第1（第3条、別表第2関係）</b></p> <p>1 森林環境保全整備事業</p>

事業の種目			事業の種目の内容	補助率		事業の種目			事業の種目の内容	補助率		
				基準	率					基準	率	
					市町						市町以外	市町
1	(1) 森	ア 離島を除く過疎	省略			1	(1) 森	ア 森林	(7) 離島を	省略		
環境 林 整備 事業	林災 害等 復旧 林道 の開 設	地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。）をいう。以下同じ。）の市町及び振興山村の地域（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により振興山村に指定された地域をいう。以下同じ。）で行うもの				育成 林 整備 事業	林管 理道 整備 （開 設） 及び 森林 施業 道整 備（ 開設 ）	造成林 道（間 伐を行 うため に開設 する林 道、水 源山地 におい て複層 林施業 を行う ための 保安施 設事業 と林道 の開設 とを一 体とし た事業 に係る 林道及 び保安 林整備 臨時措 置法（ 昭和29 年法律 第84号 ）第8 条第1 項の規 定に基 づき指 定され た特定 保安林 の整備 を行う ために 開設す る林道 をいう 。以下 同じ。）	除く過疎 地域（過 疎地域自 立促進特 別措置法 （平成12 年法律第 15号）第 2条第1 項に規定 する過疎 地域（同 法第33条 の規定に より過疎 地域とみ なされる 区域を含 む。）を いう。以 下同じ。 ）の市町 及び振興 山村の地 域（山村 振興法（ 昭和40年 法律第64 号）第7 条第1項 の規定に より振興 山村に指 定された 地域をい う。以下 同じ。） で行うも の			
		イ 離島である過疎	省略						(1) 離島で	省略		
		地域の市町及び振興山村の地域で行うもの							ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの			

<p>ウ 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの</p>	<p>省略</p>														
<p>エ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの</p>	<p>省略</p>														
									<p>イ 峰越</p>	<p>(ア) 幹線林道(離島で行うもの)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>10分 の6 以内</p>	<p>10分 の8 以内</p>	
									<p>基盤の整備を図り、</p>	<p>(イ) 幹線林道(ア)以外のもの)</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>10分 の5 以内</p>	<p>60分 の43 以内</p>	
									<p>農山村地域の振興に資するため、林道規程(昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知)に規定する自動車道に該当する既設の林道(以下「既設林道」という。)と他の既設林道</p>	<p>(ウ) その他の林道</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>同</p>	<p>10分 の5 以内</p>	

又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林道をいう。  
以下同じ。) )

ウ 森林造成林道及び峰越連絡林道以外の林道

(7) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの

同 同 同 同

(1) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの

同 同 同 10分の6以内

(7) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの

同 同 10分の5以内 10分の5以内

(1) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの

同 同 10分の5.5以内 10分の5.5以内

2 林業専

(1) 林業専用道の開

ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの

同 同 同 10分の5.5以内

2 機能回復

(1) 森林管理道の整備

ア 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの

同 同 同 10分の6以内

用 道 整 備 事 業	設	イ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	同	10分 の6 以内
		ウ 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内
		エ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
	(2) (1)以外の林道整備	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内	

2 省略

3 森林居住環境整備事業

事業の種目	事業の種目の内容	補助率					
		基準	率				
			市町	市町以外			
1 森林居住環境整備事業	(1) 林道整備	ア 森林基幹道開設	自動車道	当該事業に係る事業費	10分 の5.5 以内	10分 の6.5 以内	
		イ 林道改良・舗装	(ア) 幹線林道	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
			(イ) その他の林道(改良)	同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内
			(ウ) その他の林道(舗装)	同	同	3分 の1 以内	3分 の1 以内
	(2) 林道関連施設の整備	ア 林業施設用地整備	整地及び附帯施設	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内	
		イ 作業ポイント整備	用地及び取付道路	同	同	同	

復 整 備 事 業	(森 林 災 害 等 復 旧 林 道 ) ( 開 設 )	イ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分 の6 以内	10分 の6.5 以内
		ウ 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内
		エ 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分 の6 以内

2 省略

3 森林居住環境整備事業

事業の種目	事業の種目の内容	補助率				
		基準	率			
			市町	市町以外		
1 森林居住環境整備事業	(1) 森林居住環境整備事業全体計画の策定	ア 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	基礎調査及び全体の策定	当該事業に係る事業費	10分 の6 以内	
		イ ア以外のもの	同	同	10分 の5.5 以内	
	(2) 山のみち地域づくり交付金	ア 山の みちの 整備	(ア) 林道整備	自動車道	同	3分 の2 に調整率を乗じて得た率に100分の5を加えた率以内
	(イ) 作業道等整備	同	同	同	3分 の2 に調整率	3分 の2 に調整率

					を乗じて得た率以内	を乗じて得た率以内
	イ 地域創造型整備	施設 の整 備	同		3分 の2 以内	3分 の2 以内
	ウ 事業見直し調査	事業 内容 の検 討及 び見 直し のた めの 調査	同		同	
(3) 森林活用基盤整備	ア 居住環境基盤整備と組み合わせるもの	(7) 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	自動車道	同	10分 の6 以内	10分 の5 以内
	イ ア以外 の林道整備	(7) 森林基幹道(開設)	同	同	同	10分 の7 以内
	ウ 居住環境基盤整備と組み合わせるもの	(1) (7)以外 のもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の6 以内
	イ ア以外 の林道整備	(1) a 幹線林道 b その他 の林道 (改良)	同	同	同	10分 の5.5 以内
	ウ 居住環境基盤整備と組み合わせるもの	(7) a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行う	整地及び 附帯 施設	同	10分 の5.5 以内	10分 の6 以内

関連施設 の整備	もの					
	b a	同	同	10分	10分	の5の5
	以外			の5	の5	以内以内
	のもの					
(イ) 作業ポイント整備	a 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	用地、取付道等	同	10分	10分	の5の6以内以内
	b a	同	同	10分	10分	の5の5以内以内
	以外			の5	の5	以内以内
工 以外 の林道 開設 連 設の 整備	(ア) 林業施設用地整備	整地及び 附帯 施設	同	同	同	10分 の5 以内
	(イ) 作業ポイント整備	用地、取付道等	同	同	同	同

4 森林整備事業（農山漁村地域整備交付金関係）

事業の種目	事業の種目の内容	補助率				
		基準	率			
			市町	市町以外		
1	(1) 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設	ア 森林造成林道（間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び森林	(ア)～(エ) 省略			

4 森林整備事業

事業の種目	事業の種目の内容	補助率				
		基準	率			
			市町	市町以外		
1	(1) 森林管理道整備（開設）及び森林施業道整備（開設）	ア 森林造成林道	(ア)～(エ) 省略			

法（昭和26年法律第249号）第39条の3第1項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道をいう。以下同じ。）

イ 峰越連絡林道（林業生産基盤の整備を図り、農山村地域の振興に資するため、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号 林野庁長官通知）に規定する自動車道に該当する既設の林道（以下「既設林道」という。）と他の既設林道又はこれと同程度の構造を有する道路施設との相互間を峰越し等により連絡する林

(ア)~  
(ウ)  
省略

イ 峰越連絡林道

(ア)~  
(ウ)  
省略



		道をいう。 。以下同じ。)					
		ウ 省略					
2 省略							

		ウ 省略					
2 省略							
3	(1) 林道 機能回復整備事業	ア 幹線林道	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内	
		イ その他の林道(改良)	同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内	
		ウ その他の林道(舗装)	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内	
4	(1) 森林 居住環境整備事業 全体計画調査	ア 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	基礎調査及び全体計画の策定	同	10分 の6 以内		
		イ ア以外のもの		同	10分 の5.5 以内		
	(2) 居住環境基盤整備と組み合わせで行う林道整備(開設・改良)	ア 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	自動車道	同	10分 の6 以内	10分 の6.5 以内	
		イ ア以外のもの		同	10分 の5.5 以内	10分 の6 以内	
	(3) (2)以外の林道整備	ア 森林基幹道(開設)		同	同	同	10分 の7 以内
		イ 林道(改良・舗装)	(ア) 幹線林道	同	同	同	10分 の5.5 以内
			(イ) その他の林道(改良)	同	同	同	10分 の3.5 以内
			(ウ) その他の林道(舗装)	同	同	同	60分 の23 以内

(4) 居住環境基盤整備と組み合わせて行う林道関連施設の整備	ア 過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	整地及び附帯施設、用地、取付道等	同	10分の5以内	10分の6以内
	イ ア以外のもの		同	10分の5以内	10分の5以内
(5) (4)以外の林道関連施設の整備			同	同	10分の5以内

5 森林整備事業（地域自主戦略交付金関係）

事業の種目	事業の種目の内容	補助率					
		基準	率				
			市町 以外				
1 育成林整備事業	(1) 森林管理道、林業専用道及び森林施業道の開設	ア 森林造成林道	(ア) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	自動車道	当該事業に係る事業費	10分の5以内	10分の6以内
			(イ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域で行うもの	同	同	10分の6以内	10分の5以内
			(ウ) 離島を除く過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	10分の5以内	10分の5以内
			(エ) 離島である過疎地域の市町及び振興山村の地域以外の地域で行うもの	同	同	同	10分の6以内

イ 峰 越連 絡林 道	(ア) 幹線林 道(離島 で行うも の)	同	同	10分 の6 以内	10分 の8 以内	
	(イ) 幹線林 道(ア以 外のもの)	同	同	10分 の5.5 以内	60分 の43 以内	
	(ウ) その他 の林道	同	同	同	10分 の5.5 以内	
	ウ 森 林造 成林 道及 び峰 越連 絡林 道以 外の 林道	(ア) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの	同	同	同	同
	(イ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域で行 うもの	同	同	同	10分 の6 以内	
	(ウ) 離島を 除く過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同	10分 の5 以内	10分 の5 以内	
	(エ) 離島で ある過疎 地域の市 町及び振 興山村の 地域以外 の地域で 行うもの	同	同	10分 の5.5 以内	10分 の5.5 以内	
2 林 道改 良・ 舗装 事業	(1) 林 道改 良・ 舗装	ア 幹線林道	同	同	同	同
		イ その他の林道 (改良)	同	同	10分 の3.5 以内	10分 の3.5 以内
		ウ その他の林道 (舗装)	同	同	60分 の23 以内	60分 の23 以内

3 森 林 居 住 環 境 整 備 事 業	(1) 山 の み ち 地 域 づ くり 交 付 金	ア 山 の み ち の 整 備	(ア) 林道整 備	同	同	3 分 の 2 に 調 整 率 を 乗 じ て 得 た 率 に 100分 の 5 を 加 え た 率 以 内	
			(イ) 森林作 業道等整 備	同	同	3 分 の 2 に 調 整 率 を 乗 じ て 得 た 率 以 内	3 分 の 2 に 調 整 率 を 乗 じ て 得 た 率 以 内
		イ 地域創造型整備	施 設 の 整 備	同	同	3 分 の 2 以 内	3 分 の 2 以 内
	(2) (1) 以 外 の 林 道 整 備	ア 森林基幹道開設	自 動 車 道	同	同	10 分 の 5 以 内	10 分 の 7 以 内
		イ 林 道改 良・ 舗装	(ア) 幹線林 道	同	同	同	10 分 の 5 以 内
			(イ) その他 の林道（ 改良）	同	同	10 分 の 3 以 内	10 分 の 3 以 内
			(ウ) その他 の林道（ 舗装）	同	同	3 分 の 1 以 内	3 分 の 1 以 内
	(3) 林 道 関 連 施 設 の 整 備	ア 林業施設用地整 備	整 地 及 び 附 帯 施 設	同	同	10 分 の 5 以 内	10 分 の 5 以 内
		イ 作業ポイント整 備	用 地 及 び 取 付 道 路	同	同	同	同

6 省略

5 省略

別表第2 (第22条関係)

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業、森林整備事業(農山漁村地域整備交付金関係)、森林整備事業(地域自主戦略交付金関係)及び県単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1及び3から6までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号(その2)~(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1及び3から6までに掲げる事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号の竣功届出書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1及び3から6までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)・(その3) 省略

様式第4号~様式第12号 省略

様式第13号(規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1から6までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

別表第2 (第22条関係)

第1 規程別表第1に定める森林環境保全整備事業、森林居住環境整備事業、森林整備事業 及び県単独林道整備事業の場合の様式

様式第1号(その1)(規程第6条第1項第1号の申請書)

省略

注 1 件名及びただし書の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第1号(その2)~(その5) 省略

様式第2号(規程第6条第1項第2号の着工届出書)

省略

注 1 省略

2 表題の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

様式第3号(その1)(規程第6条第1項第3号の竣功届出書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1及び3から5までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

様式第3号(その2)・(その3) 省略

様式第4号~様式第12号 省略

様式第13号(規程第19条の仕入れに係る消費税等相当額報告書)

省略

注 1 表題の事業名は、別表第1 1から5までに掲げる事業名を記入すること。

2 省略

○愛媛県告示第120号

愛媛県造林事業補助金交付規程(昭和62年11月愛媛県告示第1383号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。ただし、改正前の愛媛県造林事業補助金交付規程の規定により補助金の交付を受けた者については、なお従前の例による。

平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 (Corrected) and 改正前 (Original). The table compares the revised and original versions of Article 1 regarding forest management purposes and funding.

第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業
  
- (2) 環境林整備事業
  - ア 広葉樹林化等整備
  - イ 被害森林整備
  - ウ 保全松林緊急保護整備
- (3) 共生環境整備事業
  - ア 絆の森整備事業
    - ア 市民参加型森林整備
    - イ 野生生物共生林整備
- (4) 機能回復整備事業
  - ア 特定森林造成事業
    - ア 特定林地改良
    - イ 耕作放棄地等森林造成
    - ウ 造林未済地緊急造林

第2条 補助対象となる造林事業は、次のとおりとする。

- (1) 育成林整備事業
  - ア 公的森林整備推進事業
  - イ 流域育成林整備事業
  
- (2) 共生環境整備事業
  - ア 絆の森整備事業
  
- (3) 機能回復整備事業
  - ア 保全松林緊急保護整備事業
  - イ 特定森林造成事業

ウ 被害地等森林整備事業

- (4) 県単独造林事業

2 育成林整備事業の事業の規模は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上とする。ただし、育成単層林整備のうち整理伐、単層林改良及び保育（天然更新型）並びに育成複層林整備以外のものにあつては、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体（第4条に規定する事業主体をいう。以下この項及び第4項において同じ。）による施行地の面積の合計が4ヘクタール以上（育成林整備事業で、生産森林組合が事業主体であるものにあつては3ヘクタール以上、森林施業計画の認定を受けた者、市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等（施業実施協定の認可（森林法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた森林法第10条の11の8第2項に規定する特定非営利活動法人等をいう。以下「森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等」という。）が事業主体であるものにあつては0.5ヘクタール以上（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）に基づき間伐等を実施する場合にあつては、0.1ヘクタール以上）、特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者（5戸以上の森林所有者から間伐等を受託し、又は10ヘクタール以上の間伐等を受託して実施する者）に限る。以下「特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者」という。）が事業主体であるものにあつては0.1ヘクタール以上）とする。

3 共生環境整備事業は、1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、5ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うものとする。

4 機能回復整備事業は、保全松林緊急保護整備事業及び特定森林造成事業にあつては1施行地の面積が0.1ヘクタール以上、被害地等森林整備事業にあつては1施行地の面積が0.1ヘクタール以上で、かつ、1事業主体による施行地の面積の合計が0.5ヘクタール以上（特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する場合に

(補助対象事業の内容等)

**第3条** 補助対象となる造林事業の内容等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業 利用期を迎えつつある森林資源を活用し及び持続的な森林経営を実現するため、森林法(昭和26年法律第249号)第11条第4項の認定に係る森林施業計画(以下「森林施業計画」という。)の作成者等が、施業の集約化及び路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ、計画的な搬出、間伐等の森林施業及びこれと一体となつた森林作業道(継続的に使用される作業道であつて、森林作業道作設指針の制定について(平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知)に基づいて知事が別に定める指針に適合するものをいう。以下同じ。)の開設等を行うものとし、その区分、補助基準及び補助率(以下「区分等」という。)は、別表第1のとおりとする。

(2) 環境林整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

ア 広葉樹林化等整備 自助努力等によつては適切な整備が期待できない森林において、事業主体(次条に規定する事業主体をいう。以下この項において同じ。)が協定(市町にあつては森林所有者(森林法第2条第2項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。))と、次条第2号イからエまでに掲げる事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者との間で締結する協定であつて、施業後おおむね10年間は皆伐を行わない旨を定めるものに限る。以下この号において同じ。)に基づいて行う広葉樹林化又は針広混交林化に向けた森林施業  
イ 被害森林整備 気象災害等による被害森林であつて、自助努力等によつては適切な整備が期待できないものにおいて、協定に基づいて行う人工造林等の森林施業

ウ 保全松林緊急保護整備 森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に規定する松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、松くい虫被害対策事業実施要領(平成9年4月1日付け9林野造第82号林野庁長官通知)に基づき公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行う森林施業

(3) 共生環境整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。

ア 絆の森整備事業 身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林に関する市民活動の広がりに対応するために行う次に掲げる事業とする。

(ア) 市民参加型森林整備 市民の参加による森林整備とし、その区分等は、次のとおりとする。

a 行政支援タイプ 森林所有者、市民グループ及び市町が締結する市民の森林利用に関する協定に基づき、市民グループが林業体験活動等を行う場所において、市町等が実施する森林整備

b 市民主導タイプ 特定非営利活動法人等(森林法第10条の11の8第2項の規定による施業実施協定の認可を受

あつては、0.1ヘクタール以上)の森林で行うものとする。

5 前項の規定にかかわらず、米生産調整による水田跡地の人工造林、県単くぬぎ造林及び県単学校造林については、1施行地の面積が0.05ヘクタール以上とする。

(補助対象事業の内容等)

**第3条** 育成林整備事業は、育成林の整備を推進することを目的として行う事業で、公的森林整備推進事業にあつては森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第9条の2第1号口に規定する水源かん養機能等維持増進森林の整備を行い、森林所有者等による整備が進み難い森林等について、分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあつせんに基づく受託による森林施業を市町村森林整備事業計画(市町長が地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、森林法第10条の5の規定に基づき策定された市町村森林整備計画の達成に資するものとして作成したものをいう。以下「事業計画」という。)に基づき実施するものと、流域育成林整備事業にあつては流域における育成林の整備の推進を図るための森林施業を事業計画に基づき実施するものとし、その区分、補助基準及び補助率(以下「区分等」という。)は、別表第1のとおりとする。

2 共生環境整備事業の絆の森整備事業は、身近な森林に対する市民の関心の高まり及び森林を分野とした市民活動の広がりに対応するため、市民の参加による森林整備又は野生動物との共存のための森林整備を事業計画に基づき実施するものとし、その区分等は、別表第2のとおりとする。

3 機能回復整備事業は、森林の基礎的な機能の回復を目的として行う事業で、保全松林緊急保護整備事業にあつては森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第2条第1項第1号に規定する松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換(同条第7項に規定する樹種転換をいう。)を行うものと、特定森林造成事業にあつては森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として、土壌条件の改良、植栽等を事業計画に基づき実施するものと、被害地等森林整備事業にあつては森林災害の復旧等諸々の条件に応じた森林資源の造成又は整備を行うものとし、その区分等は、別表第3のとおりとする。

4 県単事業は、県が独自に行う補助事業の対象となる造林事業とし、その区分等は別表第4のとおりとする。

5 別表第1から別表第4までに規定する事業で補助対象とするものは、苗木を植栽する事業にあつては、別に定めるところによる苗木を使用し、かつ、別表第5に掲げる樹種及び本数の苗木を植栽するものに限る。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この限りでない。

けた特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。)が森林所有者から受託して森林施業計画を作成し、又は特定非営利活動法人等が森林所有者等(同法第10条の7に規定する森林所有者等をいう。以下同じ。)と同項に規定する施業実施協定を締結した上で自ら実施する森林の管理及び整備

c 市民開放タイプ 森林施業計画の地域住民への開示又は市町若しくは特定非営利活動法人等との協定に基づき所有森林を市民へ開放する森林所有者等が実施する森林整備

(イ) 野生生物共生林整備 野生生物との共存のための森林整備

(4) 機能回復整備事業 次に掲げるとおりとし、その区分等は、別表第4のとおりとする。

ア 特定森林造成事業 森林の生産力の回復、増進等の観点から、林木の成長が不良な土地及び耕作放棄地等を対象として行う次に掲げる事業とする。

(ア) 特定林地改良 森林の生産力の回復又は水田跡地その他の耕作放棄地等の林地化の促進を目的として行う土壌条件の改良及び土壌改良木を含む苗木の植栽等

(イ) 耕作放棄地等森林造成 耕作放棄地等の現に森林状態でない箇所を対象に、緊急かつ計画的に行う森林造成

(ウ) 造林未済地緊急造林 森林法第5条第2項第4号の3に規定する公益的機能別施業森林区域内の伐採後3年以上造林が行われていない林地を対象に15年以上皆伐をしないことについて協定を締結した上で行う郷土樹種の植栽、天然更新の補助作業等

(事業主体)

第4条 事業主体(造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

(1) 森林環境保全直接支援事業にあつては、次に掲げるもの(間伐及び更新伐にあつては、キ又はクに掲げる者であつて、森林施業計画及び特定間伐等促進計画(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成20年法律第32号)第4条第1項に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。)に基づき、多様な森林整備推進のための集約化の促進について(平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知)に定める集約化実施計画(以下「集約化実施計画」という。)の対象森林又は民有林と協調した森林整備等を推進するために森林管理署等が地方公共団体等との間で締結する協定について(平成15年4月22日付け14林国経第35号林野庁長官通知)に基づき締結された森林施業の一体化を図る団地(以下「森林共同施業団地」という。)の設定に係る協定の対象となつている民有林(以下「森林共同施業団地対象民有林」という。)において当該間伐及び更新伐を実施するものに限る。)

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等(森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会をいう。以下同じ。)

エ 森林整備法人等(森林整備法人及び一般社団法人又は一般財団法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているものに限

(事業主体)

第4条 事業主体(造林事業を自ら又は委託を受けて実施するものをいう。以下同じ。)は、次に掲げるものとする。

(1) 公的森林整備推進事業にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林整備法人

ウ 林業公社又は造林公社

エ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者(市町有林で行うものに限る。)



る。)をいう。以下同じ。)

オ 特定非営利活動法人等

カ 森林所有者の団体(森林法施行令第11条第8号に規定する団体をいう。以下同じ。)

キ 森林施業計画の認定を受けた者

ク 特定間伐等促進計画において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者

(2) 環境林整備事業の広葉樹林化等整備及び被害森林整備にあつては、次に掲げる者(その所有する森林で施業を行う者を除き、市町にあつては森林所有者と、市町以外の事業主体にあつては地方公共団体及び森林所有者と協定を締結した者に限る。)

ア 市町

イ 森林組合等

ウ 森林整備法人等

エ 特定非営利活動法人等

(3) 環境林整備事業の保全松林緊急保護整備にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 森林所有者

ウ 森林組合等

エ 森林整備法人等

オ 森林所有者の団体

(4) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者

ア 省略

イ 市民主導タイプ 森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。)及び \_\_\_\_\_ 特定非営利活動法人等

ウ 省略

(5) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げる者に限る。

ア・イ 省略

ウ 森林組合等

エ 省略

オ \_\_\_\_\_ 特定非営利活動法人等

カ 省略

キ 省略

(6) \_\_\_\_\_ 特定森林造成事業の特定林地改良 \_\_\_\_\_ にあつては、次に掲げるもの

ア 市町

イ 省略

(2) 流域育成林整備事業にあつては、次に掲げるもの

ア 地方公共団体

イ 森林組合

ウ 生産森林組合

エ 森林整備法人

オ 一般社団法人又は一般財団法人(造林を行うことを主たる目的としている法人であつて、地方公共団体がその社員であるか又はその基本財産の全部若しくは一部を抛出しているものに限る。)

カ 森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等

キ 森林法施行令第11条第8号に規定する団体(以下「森林所有者の団体」という。)

ク 森林施業計画の認定を受けた者

ケ 市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者

コ 特定間伐等促進計画に基づき間伐等を実施する者

(3) 絆の森整備事業の市民参加型森林整備にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるもの

ア 省略

イ 市民主導タイプ 森林施業計画の認定を受けた者(森林所有者及び森林組合その他の林業事業体を除く。)及び森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等

ウ 省略

(4) 絆の森整備事業の野生生物共生林整備にあつては、次に掲げるもの。ただし、用地等取得にあつては、アに掲げるものに限る。

ア・イ 省略

ウ 森林組合

エ 生産森林組合

オ 森林組合連合会

カ 省略

キ 森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等

ク 省略

ケ 省略

(5) 保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業の特定林地改良及び被害地等森林整備事業にあつては、次に掲げるもの

ア 市町(被害地等森林整備事業にあつては、森林法第10条の13第2項に規定する森林整備協定に基づく造林事業(以下「森林整備協定造林」という。))として行う場合に限る。)

イ 省略

ウ 森林組合等

エ 省略

オ 省略

(7) 省略

(補助対象事業の規模)

第5条 補助対象となる造林事業の規模は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 森林環境保全直接支援事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（間伐及び更新伐にあつては次条の規定による補助金の交付申請ごとに、1集約化実施計画当たりの施行地の面積の合計が5ヘクタール以上（森林共同施業団地対象民有林で実施する場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地の面積が2.5ヘクタール以上で、かつ、当該交付申請に係る間伐又は更新伐の施行地の面積とこれらと一体的に実施したと認められる国有林の間伐又は更新伐の施行地の面積の合計が5ヘクタール以上）で、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該1集約化実施計画当たりの施行地の面積の合計で除して得た値が1ヘクタール当たり10立方メートル以上、水田跡地の人工造林にあつては1施行地の面積が0.05ヘクタール以上）であるもの
- (2) 環境林整備事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上（水田跡地の人工造林にあつては、1 施行地の面積が0.05ヘクタール以上）であるもの
- (3) 絆の森整備事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上であり、かつ、5ヘクタール以上のまとまりがある森林で行うもの
- (4) 特定森林造成事業 1 施行地の面積が0.1ヘクタール以上であるもの

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業主体

\_\_\_\_\_は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 位置図（施行地の位置を示した縮尺5万分の1の地形図又はこれに準ずる \_\_\_\_\_ものに限る。）
- (3) 省略

ウ 森林組合

エ 生産森林組合

オ 森林組合連合会

カ 省略

キ 省略

(6) 省略

(7) 県単独事業にあつては、次に掲げるもの

ア 地方公共団体（森林整備協定造林として行う場合に限る。）

イ 森林所有者

ウ 森林組合

エ 生産森林組合

オ 森林組合連合会

カ 森林整備法人

キ 森林所有者の団体

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする事業主体又は事業主体に造林事業を委託したもの（以下「事業主体等」という。）は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

\_\_\_\_\_は、事業完了後造林事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 省略
- (2) 施行地位置図（ \_\_\_\_\_縮尺5万分の1の地形図で、施行地の位置を明示したものに限る。）
- (3) 省略
- (4) 森林所有者が委託し、又は請け負わせて行つた造林事業にあつては、委託等の契約書の写し
- (5) 分収林契約を締結している場合にあつては、その契約書の写し
- (6) 事業主体が任意団体である場合の造林事業にあつては、任意団体の規約の写し
- (7) 事業主体が森林施業計画の認定を受けた者である場合の造林

(4) 省略

2 事業主体

は、補助金の交付申請及び受領に関する手続事務を森林組合長に、補助金の交付申請に関する手続事務を市町長に委任することができる。

3 事業主体

(前項の規定により補助金の交付申請又は受領に関する手続事務の委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。) は、第1項の申請書を提出するに当たつて、申請に係る事業の各施行地の森林所有者について当該施行地に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち仕入れに係る消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に

事業にあつては、その森林施業計画認定書の写し

(8) 事業主体が市町と森林整備に関する協定を締結した森林所有者である場合の造林事業にあつては、その協定書の写し

(9) 育成単層林作業道(育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、育成複層林作業道(育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、機能増進保育作業道(長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、団地間伐作業道(団地間伐において長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、長期育成循環作業道(長期育成循環整備の実施のため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、絆の森作業道(絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)、衛生伐作業道(松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)及び特定林地改良作業道(特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業道をいう。以下同じ。)(以下「育成単層林作業道等」という。)並びに作業道(主に四輪自動車等が通行可能な簡易な施設をいう。)及び作業路(主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。)(以下「作業道等」という。)の開設にあつては、造林作業道等出来高設計書(様式第5号)及び完成写真

(10) 特定林地改良事業にあつては、完成写真

(11) 施肥を伴う造林事業にあつては、肥料購入数量を証する書類

(12) 農地転用に係る造林事業にあつては、農地転用許可書の写し又は現況を証する書類

(13) その実施について、議決又は同意を必要とする造林事業にあつては、議決又は同意を得たことを証する書類

(14) 事業主体が森林所有者である場合であつて、公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における除間伐を地域の標準的な施業における林分の密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において林分の齢級にかかわらず実施した場合にあつては、当該除間伐後おおむね10年間は皆伐を行わないことを約する書類

(15) 省略

2 事業主体等が、県単独造林事業の補助金の交付申請をしようとする場合において、前項第1号及び第4号から第15号までに掲げる書類のうち、既に被害地等森林整備事業の補助金の交付申請のときに添付しているものがあるときは、当該書類については、同項の規定にかかわらず、これを添付する必要がない。

3 造林事業を自ら実施するもの及び事業主体に造林事業を委託したものは、補助金の交付申請及び受領に関する手続事務を森林組合長に、補助金の交付申請に関する手続事務を市町長に委任することができる。

4 事業主体等

(前項の規定により委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。) は、第1項の申請書を提出するに当たつて、申請に係る事業の各施行地の森林所有者について当該施行地に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち仕入れに係る消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に

地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）がある場合には、申請書にその旨を記載して申請しなければならない。

#### 第7条 省略

（補助金の請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、補助金を請求しようとするときは、造林事業補助金請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第9条 補助金の交付を受けたもの（第6条第2項の規定により補助金の交付申請又は受領に関する手続事務の委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。第3項において同じ。）は、補助金の交付を受けた事業（以下「造林補助事業」という。）の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、立木の伐採\_\_\_\_\_に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、当該施行地の保育管理\_\_\_\_\_に努めなければならない。

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第6号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内（第2条第2号ア及びイに掲げる施業にあつては、当該施業後おおむね10年を経過するまでの間）に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後における当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき、造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき（第2条第1号及び第2号に掲げる事業にあつては、森林作業道の維持管理のために必要な行為をしようとするときを除く。）その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(2) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業にあつては、次のいずれかに該当するとき。

ア 森林作業道に係る事業計画又は造林の計画の期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した森林作業道の全部又は一部の転用又は用途変更その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

イ 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該造林補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1) 前項各号のいずれかに該当するとき 当該転用、伐採除去に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額

地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）がある場合には、申請書にその旨を記載して申請しなければならない。

#### 第6条 省略

（補助金の請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けたものは、補助金を請求しようとするときは、造林事業補助金請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付条件）

第8条 補助金の交付を受けたもの（第5条第3項の規定により\_\_\_\_\_委任を受けた森林組合長又は市町長を含む。第3項において同じ。）は、補助金の交付を受けた事業（以下「造林補助事業」という。）の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、除間伐（作業道等の開設事業を除き、機能増進保育の抜き伐り等を含む。）に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、その\_\_\_\_\_保育管理（育成複層林整備にあつては、育成複層林としての維持管理）に努めなければならない。

3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書（様式第7号）によりその旨を届け出なければならない。

(1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内\_\_\_\_\_に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該\_\_\_\_\_造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき又は造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき\_\_\_\_\_。

(2) 作業道等に係る事業計画又は造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道等の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

(3) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して8年以内に当該造林補助事業で設置した駐車場の全部又は一部の転用又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。

4 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める補助金相当額を返還しなければならない。

(1) 前項各号のいずれかに該当するとき 当該転用又は伐採除去に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額

- (2) 第4条第1号キに掲げる者が森林施業計画に基づいて第2条第1号に掲げる事業を行う場合において、当該森林施業計画の認定が取り消されたとき 交付を受けた補助金相当額（知事が特に必要と認める場合にあつては、知事が指定する金額）
- (3) 更新伐を行った林地について、原則として当該更新伐を行った年度の翌年度から起算して2年を経過しても更新が確実に図られていないと知事が認める場合において、速やかに植栽を行わないとき（植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該更新伐に係る補助金相当額
- (4) 前号に掲げる場合のほか、造林補助事業と一体的に実施すべき事業がある場合であつて、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても当該一体的に実施すべき事業を実施しないとき 当該交付を受けた補助金相当額
- (5) 長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）の規定により第2条第1号及び第2号に掲げる事業のうち更新伐を行う場合において、次のいずれかに該当するとき 交付を受けた当該更新伐に係る補助金相当額
- ア 更新伐（個別林分型）において、立木の材積が長期育成循環施業通知に基づき締結された協定又は森林環境保全整備事業計画（森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に基づく事業計画をいう。）に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき。
- イ 更新伐（モザイク林誘導型）において、施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したとき。
- (6) 第2条第3号及び第4号に掲げる事業のうち森林作業道の開設又は改良に係る造林補助事業について、第5条第3号及び第4号に規定する補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 交付を受けた当該森林作業道の開設又は改良に係る補助金相当額（森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して開設した森林作業道に係る造林について補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないものに係る当該森林作業道の路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額）
- (2) 事業計画に基づいて行う事業の場合において、当該事業計画の承認の取消しの通知を受けたとき 当該取消しに係る事業につき被害地等森林整備事業として査定した補助金額との差額
- (3) 育成単層林作業道等の開設又は改良に係る造林補助事業について、補助対象となる必要規模以上の事業を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。） 当該育成単層林作業道等につき交付を受けた補助金相当額（森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合において、施業の実施時期にかかわらず一括して整備された作業道等の開設に係る造林について補助対象となる事業規模以上実施しない路線区間があるとき（天災等不可抗力によるものとして知事が認めたときを除く。）にあつては、交付を受けた補助金のうち当該路線区間の補助金相当額）
- (4) 流域育成林整備事業における事業主体が人工造林の伐採前特殊地ごしらえを行った場合において、当該林地につき、その翌年度から起算して2年以内に苗木の植栽を行わないとき 当該交付を受けた伐採前特殊地ごしらえに係る補助金相当額
- (5) 公的森林整備推進事業、流域育成林整備事業、保全松林緊急保護整備事業、特定森林造成事業及び被害地等森林整備事業における事業主体が整理伐を行った場合で、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年以内に地表かき起こし、不用萌芽の除去、植え込み等の改良を行わないとき（確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。） 当該交付を受けた整理伐に係る補助金相当額
- (6) 公的森林整備推進事業及び流域育成林整備事業における誘導伐を行った場合で、当該林地につき、長期育成循環施業の実施について（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知）に基づき締結された長期育成循環施業協定（重点実施地域において森林所有者が市町に同意書を提出している場合にあつては、事業計画）の内容に違反して、次のいずれかに該当するとき 当該交付を受けた誘導伐に係る補助金相当額
- ア 予定した樹下植栽又は長期育成循環改良を行わないとき（確実に更新が図られると知事が認めたときを除く。）。
- イ 誘導伐（個別林分型）において、立木の材積が長期育成循環施業協定又は事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき。
- ウ 誘導伐（モザイク林誘導型）において、施業実施年度から起算して5年以内に伐区の隣接区域において誘導伐を実施したとき。
- (7) 多様な森林整備推進のための集約化の促進について（平成19年3月30日付け18林整整第1250号林野庁長官通知）に基づき市町、県又は地域協議会（森林整備加速化・林業再生事業費補助金実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）に基づく地域協議会をいう。以下同じ。）が設定した施業の集約化の必要な森林の区域内において、市町、

- 5 補助金の交付を受けたものは、補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守しなければならない。
- 6 補助金の交付を受けたものは、第2条第3号に掲げる事業において用地等を取得した場合は、当該用地等を取得した年度の翌年度から起算して10年間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第10条 省略

様式第2号（第6条、様式第1号、様式第6号関係） 施業図

省略	
1 省略	
2 森林所有者	
3～5 省略	

様式第3号（第6条、様式第1号、様式第6号関係）

様式第4号（第6条、様式第1号、様式第6号関係）

県又は地域協議会の承認を受けた集約化実施計画に基づき搬出を伴う間伐等を受託により実施する場合であつて、査定係数10の加算適用を受けることとして実施した施業が市町、県又は地域協議会が定める集約化推進計画の目標に達していないとき又は承認が取り消されたとき 査定係数を10減算し査定した補助金額との差額

- 5 \_\_\_\_\_ 補植、保育等成林に必要な保育管理その他知事が必要と認める事項を遵守しなければならない。
- 6 絆の森整備事業において取得した用地等については、取得後、\_\_\_\_\_ 翌年度から起算して10年間、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

第9条 省略

様式第2号（第5条、様式第1号、様式第7号関係） 施業図

省略	
1 省略	
2 受託造林にあつては 委 託 者	
3～5 省略	

様式第3号（第5条、様式第1号、様式第7号関係）

様式第4号（第5条、様式第1号、様式第7号関係）

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

森林環境保全直接支援事業

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地ごしらえ、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥並びに低質林等における前生樹の伐倒及び除去に要する経費	知事が別に定める基準に基づいて査定した経費（以下「査定経費」という。）の10分の4（森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のおつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5）
2 樹下植栽等	(1) 優良な育成複層林の造成を目的として上層木が 齢級以上の林分（長期育成循環施業通知に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林（以下「長期育成循環施業の対象森林」という。）にあつては、上層木が 齢級以上の人工林に限る。）において行う地ごしらえ、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽又は播種に伴つて行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去に要する経費	同上
	(2) 天然更新による森林の育成を目的として行う地ごしらえ、天然稚幼樹の発生及び育成を促す地表かき起こし、稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは、大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽又は不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去に要する経費	同上

3	下刈り	植栽により更新した 齢級以下の林分（複層林にあつては、下層木が 齢級以下のものに限る。）又はその他の方法により更新した 齢級以下の林分（複層林にあつては、下層木が 齢級以下のものに限る。）において行う雑草木の除去及びこれに併せて行う施肥に要する経費	同上	
4	雪起こし	植栽により更新した 齢級以下の林分又はその他の方法により更新した 齢級以下の林分において行う雪圧倒伏木の倒木起こし（5の倒木起こしに該当するものを除く。）に要する経費	同上	
5	倒木起こし	植栽により更新した 齢級以下の林分において行う火災、気象災害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしに要する経費	同上	
6	枝打ち	(1) 齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去に要する経費	同上	
		(2) 齢級以下の林分において間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費	同上	
		(3) 齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去に要する経費	同上	
7	除伐	下刈りが終了した 齢級以下（天然林にあつては、 齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	同上	
8	間伐	適正な密度管理を目的として 齢級以下の林分又は地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林若しくは立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰並びにこれらの搬出集積に要する経費	同上	
9	更新伐	人工林における育成複層林の造成及び育成（長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 齢級以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、 齢級以上）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの搬出集積及び巻枯らしに要する経費	同上	
10	附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	健全な森林の造成又は保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備に要する経費	同上
		(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	森林の造成又は整備に附帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備に要する経費	同上
		(3) 林床保全整備	造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性の維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工、編柵工、土留工等の実施に要する経費	同上
		(4) 荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備に要する経費	同上
11	森林作業道整備	森林作業道の開設及び改良に要する経費	同上	

備考

- 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 附帯施設等整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものであつて、かつ、森林環境保全整備事業実施要領第2の4(1)に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて、当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるものに限る。

5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

別表第2（第3条関係）

環境林整備事業

1 広葉樹林化等整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率	
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4（森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5）	
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上	
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上	
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上	
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上	
6 枝打ち	(1) 別表第1 6(1)に同じ。	同上	
	(2) 別表第1 6(3)に同じ。	同上	
7 除伐	下刈りが終了した 齢級以下の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰に要する経費	同上	
8 更新伐	人工林における育成複層林の造成及び育成若しくは広葉樹林化の促進又は天然林の質的かつ構造的な改善のための適正な更新を目的として 齢級以下（長期育成循環施業の一環として実施する場合にあつては、 齢级以上）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び支障木、あばれ木等の伐倒並びにこれらの巻枯らしに要する経費	同上	
9 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第1 10(1)に同じ。	同上
	(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第1 10(2)に同じ。	同上
	(3) 林床保全整備	別表第1 10(3)に同じ。	同上
	(4) 荒廃竹林整備	別表第1 10(4)に同じ。	同上
10 森林作業道整備	別表第1 11に同じ。	同上	

備考

- 1 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 2 附帯施設等整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 3 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から8までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 4 森林作業道整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 5 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあっては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。



## 2 被害森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第 1 1に同じ。	査定経費の10分の4（森林所有者等による整備が進み難い森林等における分収方式による森林施業、同方式解除後の森林施業又は市町のあつせんによる森林施業及びこれらに必要な路網の整備にあつては、10分の5）
2 樹下植栽等	別表第 1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第 1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第 1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第 1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	別表第 1 6(3)に同じ。	同上
7 除伐	1の表 7に同じ。	同上
8 更新伐	1の表 8に同じ。	同上
9 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第 1 10(1)に同じ。
	(2) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。
10 森林作業道整備	別表第 1 11に同じ。	同上

## 備考

- 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 附帯施設等整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から8までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 森林作業道整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

## 3 保全松林緊急保護整備

## (1) 保全松林健全化整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し、松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破碎、焼却及び薬剤処理に要する経費	査定経費の10分の7

## (2) 松林保護樹林帯造成

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 人工造林	別表第 1 1に同じ。	査定経費の10分の7
2 樹下植栽等	別表第 1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第 1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第 1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第 1 5に同じ。	同上
6 除伐	1の表 7に同じ。	同上
7 更新伐	1の表 8に同じ。	同上

8 附帯施設等整備	(1) 鳥獣害防止施設等整備	別表第1 10(1)に同じ。	同上
	(2) 荒廃竹林整備	別表第1 10(4)に同じ。	同上
9 森林作業道整備		別表第1 11に同じ。	同上

備考

- 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 附帯施設等整備は、1から7までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 荒廃竹林整備は、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から7までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 森林作業道整備は、1から7までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 森林作業道の開設については、当該開設と一体的に実施することとされている施業に2年（当該森林作業道の開設と一体的に実施することとされている施業が森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合にあつては、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。

別表第3（第3条関係）

共生環境整備事業

1 絆の森整備事業

(1) 市民参加型森林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 全体計画調査	全体計画の策定に必要な調査に要する経費	査定経費の10分の7
2 共生環境整備	市民参加による森林の造成を推進することを目的として行う下草刈り、希少植物の保全、廃棄物の除去等の林床整備、広葉樹等の郷土樹種の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積、野生生物の生息に適した場所（ビオトープ）に係る水辺環境整備並びに森林作業道の開設及び改良に要する経費	同上
3 附帯施設整備	標識類の整備、苗木置場その他の林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽、用水路又は退避地の整備並びに機能保持上必要な施設、給排水施設、防護柵及び簡易な休憩施設の整備に要する経費	同上
4 林内歩道等整備	共生環境整備、管理及び利用者の利便性の確保を目的として行う林内歩道並びに長期間継続して使用される森林作業道の開設及び改良に要する経費	同上
5 用地等取得	有効かつ計画的な土地の利用促進を図るために行う土地及び立木竹の取得に要する経費	査定経費の10分の4

備考

- 市民主導タイプ及び市民開放タイプの事業の範囲は、2から4までのいずれかに限る。
- 森林作業道の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(2) 野生生物共生林整備

区分	補助基準（経費の内容）	補助率
1 共生環境整備	野生生物の生息若しくは生育の環境の保全又は移動経路の確保を図るための森林の造成、野生生物の生息に適した場所（ビオトープ）に係る水辺環境整備、原植生の回復整備等を目的として行う広葉樹、花木又は餌木等の植栽、客土、捨石、播種、施肥、雑草木又は不用木の除去、枝葉の除去、不良木の伐倒、伐倒木の搬出集積並びに森林作業道の開設及び改良に要する経費	査定経費の10分の7

2 附帯施設整備	標識類の整備、苗木置場その他の林内作業場の整備、駐車場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒、伐倒木の搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、植付け、播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の淘汰等防火帯の整備、防火槽、用水路又は退避地の整備並びに渓流路整備として行う岩組等林地保全施設及び防護柵の整備に要する経費	同上
3 林内歩道等整備	(1)の表 4に同じ。	同上
4 用地等取得	(1)の表 5に同じ。	査定経費の10分の4
備考 森林作業道の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。		

別表第4 (第3条関係)

機能回復整備事業

1 特定森林造成事業

(1) 特定林地改良

区分	補助基準(経費の内容)	補助率	
1 特定林地改良	林木の生長が不良な土地の土壌条件を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として行う地ごしらえ、植付け(土壌改良木の植付け及び緊急性が高い場合における大苗の植付けを含む。)、播種及び施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)に要する経費(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域の林木の育成に適さない水田跡地その他の耕作放棄地等において行う場合にあっては、地ごしらえ、植付け(土壌改良木の植付け及び緊急性が高い場合における大苗の植付けを含む。)、播種、施肥(石灰及び稲わらの施用を含む。)、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、土留工等の実施に要する経費)	査定経費の10分の7	
2 附帯施設等整備	(1) 林木被害防止施設等整備	多様な森林の造成又は保全を目的として行う林木被害の防止等に必要施設等の整備に要する経費	同上
	(2) 荒廃竹林整備	別表第1 10(4)に同じ。	同上
3 森林作業道整備	別表第1 11に同じ。	同上	

備考

- 1 荒廃竹林整備は、1の施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1の施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 2 森林作業道整備は、1の施業と一体的に実施するものに限る。
- 3 森林作業道の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(2) 耕作放棄地等森林造成

区分	補助基準(経費の内容)	補助率
1 人工造林	別表第1 1に同じ。	査定経費の10分の4
2 樹下植栽等	別表第1 2に同じ。	同上
3 下刈り	別表第1 3に同じ。	同上
4 雪起こし	別表第1 4に同じ。	同上
5 倒木起こし	別表第1 5に同じ。	同上
6 枝打ち	(1) 別表第1 6(1)に同じ。	同上
	(2) 別表第1 6(3)に同じ。	同上

7	除伐	別表第 2 1の表 7に同じ。	同上	
8	間伐	別表第 1 8に同じ。	同上	
9	更新伐	別表第 2 1の表 8に同じ。	同上	
10	附帯施設等整備	(1) 林木被害防止施設等整備	(1)の表 2(1)に同じ。	同上
		(2) 林内作業場及び林内かん水施設整備	別表第 1 10(2)に同じ。	同上
		(3) 生育環境補完整備	造林木の確実かつ早急な成長の確保を図るために行う筋工、伏工等簡易な工作物の設置に要する経費	同上
		(4) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。	同上
11	森林作業道整備	別表第 1 11に同じ。	同上	

備考

- 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 荒廃竹林整備は、1から9までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から9までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 森林作業道整備は、1から9までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 森林作業道の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

(3) 造林未済地緊急造林

区分	補助基準（経費の内容）	補助率		
1	人工造林	別表第 1 1に同じ。	査定経費の10分の4	
2	樹下植栽等	別表第 1 2に同じ。	同上	
3	下刈り	別表第 1 3に同じ。	同上	
4	雪起こし	別表第 1 4に同じ。	同上	
5	倒木起こし	別表第 1 5に同じ。	同上	
6	枝打ち	別表第 1 6(1)に同じ。	同上	
7	除伐	別表第 2 1の表 7に同じ。	同上	
8	間伐	別表第 1 8に同じ。	同上	
9	附帯施設等整備	(1) 荒廃竹林整備	別表第 1 10(4)に同じ。	同上
10	森林作業道整備	別表第 1 11に同じ。	同上	

備考

- 補助対象とする苗木の植栽は、1の施業にあつては1ヘクタール当たり1,000本以上、2の施業にあつては1ヘクタール当たり600本以上のものに限る。
- 荒廃竹林整備は、1から8までのいずれかの施業の周辺の森林において当該施業と一体的に実施するものであつて、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が1から8までの施業に係る事業量を超えないものに限る。
- 森林作業道整備は、1から8までのいずれかの施業と一体的に実施するものに限る。
- 森林作業道の開設については、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して実施することができる。

別表第5を削る。

様式第1号中「第5条、様式第7号」を「第6条、様式第6号」に改め、同様式注2(2)中「施行地位置図( )」を「位置図(施行地の位置を示した)」に、「で、施行地の位置を明示した」を「又はこれに準ずる」に改め、同様式注2中(4)から(14)までを削り、(15)を(4)とし、同様式別紙を次のように改める。

別紙

造 林 内 訳 書

( 事業の区分・細目 )

集約化団地番号	申請番号	施行地の所在				申請区分	事業主体 森林所有者	作業従事者 現場監督	事業内容 査定区分	樹種又は 路線名 林 齢 等 (年、本、数)	面積(ha) 又は延 長(m)	搬出 材種 (m <sup>3</sup> )	事業完了 年月日	計画の種類 認定番号	集約化実施 計画承認日 事前計画提 出日	備 考
		市 町	大 字	字	地 番											

- 注1 集約化団地番号欄には、森林環境保全直接支援事業の間伐又は更新伐に係る申請の場合は、1集約化実施計画当たりの施行地（森林共同施業団地対象民有林で実施する場合にあつては、1森林共同施業団地当たりの施行地）のまとまりごとに番号を記載すること。
- 2 施行地の所在欄及び森林所有者欄には、森林施業計画、登記事項証明書等に記載されている地番及び森林所有者名を記載すること。
- 3 申請区分欄には、森林所有者自らが申請するものにはあつては「単独」と、森林所有者から施業の委託を受けた事業主体が申請するものにあつては「受託」と、事業主体から補助金の申請事務の委任を受けた代理人が申請するものにあつては「代理」と記載すること。
- 4 作業従事者欄には、事業主体自らが作業を行う場合にあつては「直営」と、事業主体から請け負った者が作業を行う場合にあつては「請負」と記載すること。
- 5 現場監督欄には、事業主体が事業の実施に直接必要な作業の現場監督を行つている場合は「有」と、行つていない場合は「無」と記載すること。
- 6 樹種又は路線名欄には、苗木を植栽する施業にあつては植栽に係る樹種を、森林作業道整備にあつては路線名を、これらの事業以外の事業にあつては当該施行地の林木の樹種を記載すること。
- 7 林齢等欄には、当該施行地の林木の林齢を記載すること。ただし、苗木を植栽する事業にあつては植栽本数を、施設の設置を伴うものにあつては設置数を記載すること。
- 8 面積又は延長欄には、当該施行地の面積を記載し、小数点以下3位未満を切り捨てること。ただし、森林作業道整備の場合にあつては、当該森林作業道の延長を記載し、1メートル未満の端数は、これを四捨五入すること。
- 9 搬出材積欄には、間伐及び更新伐を行つた場合に記載し、小数点以下4位未満を切り捨てること。
- 10 集約化実施計画承認日欄には、森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐に係る申請の場合は、市町から当該集約化実施計画の承認を受けた年月日を記載すること。
- 11 事前計画提出日欄には、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐及び森林作業道整備に係る申請の場合は、当該事前計画を知事に提出した年月日を記載すること。
- 12 備考欄には、各施行地の森林所有者について当該施行地に係る補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうちに仕入れに係る消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）がある場合は、その旨を記載すること。

様式第5号を削る。

様式第6号中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第8条」を「第9条」に改め、同様式を様式第6号とする。

○愛媛県告示第121号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 日時 平成24年 2月 8日（水）
- 2 場所 松山市一番町四丁目 4番地 2  
愛媛県庁第一別館 4階土木部会議室
- 3 被聴聞者

(1) 商号、代表者氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社セイコー不動産  
代表取締役 加藤 憲治  
新居浜市松木町 4番25号

(2) 免許証番号

愛媛県知事(7)第3287号

(3) 免許年月日

平成23年 8月 5日

○愛媛県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市大生院土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 1月31日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	神 野 正 男	新居浜市大生院529
"	渡 辺 文 隆	新居浜市大生院1011
"	野 口 武 夫	新居浜市大生院1496 - 2
"	野 口 明 幸	新居浜市大生院2010
"	小 野 文 夫	新居浜市大生院1824 - 3
"	渡 辺 繁 教	新居浜市大生院1148
"	小 野 政 親	新居浜市大生院1118
"	松 木 唯 数	新居浜市大生院1254 - 2
"	高 橋 秀 人	新居浜市大生院423

"	加 藤 勝 彦	新居浜市大生院473
"	秦 満 睦	新居浜市大生院756 - 6
監 事	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
"	田 中 一 二 三	新居浜市大生院1210

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	櫛 部 敏 春	新居浜市大生院1920
"	神 野 正 男	新居浜市大生院529
"	野 口 敞 司	新居浜市大生院1216
"	野 口 明 幸	新居浜市大生院2010
"	野 口 和 也	新居浜市大生院1061
"	渡 辺 繁 教	新居浜市大生院1148
"	渡 辺 文 隆	新居浜市大生院1011
"	一 色 虎 雄	新居浜市大生院357 - 1
"	野 口 武 夫	新居浜市大生院1496 - 2
"	加 藤 勝 彦	新居浜市大生院473
"	畝 川 米 太 郎	新居浜市大生院725 - 5
監 事	村 上 嘉 一	新居浜市萩生1304 - 1
"	田 中 一 二 三	新居浜市大生院1210

○愛媛県告示第123号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 1月31日

愛媛県東予地方局長 沖 哲 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	辻 政 春	四国中央市土居町中村1041番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	蒔 田 耕 一	四国中央市土居町中村1003番地

○愛媛県告示第124号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜港線	新居浜市本郷一丁目880番7から 同市本郷一丁目864番7地先まで	平成24年 1月31日

○愛媛県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	桜井山路線	今治市上徳字神宮寺甲340番5地先から 同市上徳字宮ノ内甲394番11地先まで	旧	メートル 10.5～12.5	キロメートル 0.056	
		今治市上徳字神宮寺甲340番4地先から 同市上徳字宮ノ内甲394番11地先まで	新	21.5～25.5	0.056	

○愛媛県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予市中山町出淵4番耕地920番4から 同町出淵8番耕地692番3まで	平成24年 1月31日

○愛媛県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	松山川内線	松山市平井町甲2272番2地先から 同町甲2298番5まで	平成24年 1月31日

○愛媛県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町越田375番1から 同町越田376番地先まで	旧	メートル 11.0～27.5	キロメートル 0.028	
			新	23.4～27.5	0.027	

○愛媛県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局愛南土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	南宇和郡愛南町越田375番 1 から 同町越田376番地先まで	平成24年 1月31日

○愛媛県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 員	延 長	備 考
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷10番耕地268番地先から 同市谷 5 番耕地306番 1 地先まで	旧	メートル 4 8 - 29 . 0	キロメートル 0 . 170	
		八幡浜市谷 5 番耕地24番 2 から 同市谷 5 番耕地306番 1 まで	新	5 2 - 38 . 0	0 . 189	

○愛媛県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。  
平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	双岩停車場和泉線	八幡浜市谷 5 番耕地24番 2 から 同市谷 5 番耕地306番 1 まで	平成24年 1月31日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成24年 1月31日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
愛媛県漁業取締船用燃料の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
軽油（免税・J I S K 2204 2号）  
約329,100リットル  
この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、平成24年度の納入量を保証するものではない。
- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書による。
- (4) 納入期間

平成24年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

- (5) 納入場所  
松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域
- (6) 入札方法  
ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）8(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。  
イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。  
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。



なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成23・24・25年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 - 2156

- (2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、平成24年3月22日（木）午前9時から同月23日（金）午後1時59分まで

紙入札による場合は、平成24年3月23日（金）午後1時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

平成24年3月23日（金）午後2時00分

愛媛県庁舎 総務部会議室（入札室） 本館2階

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：平成24年3月14日（水）午後5時00分

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

- (7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者

であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (8) その他

### ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

運用基準8(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased :  
Light Oil ( tax exempted , JIS K2204 No.2 ) approximately 329 ,100L
- (2) Time limit of tender : 1 :59 P .m . , 23 March 2012
- (3) For further information , please contact : Supplies Procurement Section , Accounting Division , Treasury Bureau , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
TEL089 912 2156